大道塾札幌南支部 会員規約

名称及び所在地

第1条

本団体の名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本団体」といいます)

運営

第2条

本団体の運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は大道塾札幌南支部が行います。

目 的

第3条

本団体は、入会された会員が本団体内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし、社会に寄与貢献できる人材育成の場とすることを目的とします。

入会資格

第4条

- 1. 本団体に入会できる方は、別に定める各会員種類の各要件を満たし本団体の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「会員」といいます)
- 2. 暴力団構成員、特定の宗教団体の構成員、会員の円滑な活動に支障を来す可能性がある方、本団体が不適当と認める方は入会資格がありません。

会員の種類

第5条

本団体の会員種類及び各要件は別に定める通りです。

入会手続

第6条

- 1. 本団体に入会する方は所定の入会手続きを行い、本団体の承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。
- また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
- 2. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。
- この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、危険負担と本団体の免責につき同意するものとします。

入会金

第7条

会員は、本団体の定める入会金を、所定の方法で本団体に支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

資格停止及び除名

第8条

- 1. 本団体は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。
- 2. 本団体の定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 3. 本団体の施設を故意に毀損したとき。
- 4. 本規約、その他本団体が定める規則に違反したとき。
- 5. 本団体の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 6. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 7. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 8. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 9. 本団体の合理的な指示・指導に従わないとき。
- 10. その他本団体が、社会通念に照らし、本団体会員としてふさわしくないと認めたとき。

会員資格の喪失

第9条

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、第11条に規定する塾生証、その他本団体から貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

会員資格の譲渡禁止

第10条

会員は、その会員資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

塾生証

第11条

本団体は、会員に対して塾生証を貸与します。なお、会員が本団体を利用しようとするときは、原則として塾生証を携帯しなければなりません。

会費等の支払

第12条

会員は、本団体の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本団体が定めるものとします。(月会費は、会員が本団体の会員資格を有する限り、現実に本団体の施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

施設利用料

第12条

会員は、本団体を利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた施設利用料を支払わなければなりません。

休 会

第14条

- 1. 会員は、各月の10日までに本団体に所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本団体の事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- 2. 休会費は本団体の定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

退会

第15条

会員は、各月の10日までに本団体に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本団体の事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本団体が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

休 業

第16条

本団体は、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本団体の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

施設の廃止・利用制限等

第17条

本団体は、次の事由により本団体の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

- 1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本団体の業務遂行に支障があるとき。
- 2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

会員の利用及び事故

第18条

会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本団体の施設を利用するものとします。

本団体は、会員が本団体の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本団体の責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本団体内外でのトラブルについても同様とします。

会員は、本団体において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本団体の事前の書面による承諾なしに、対価を得て 他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

責任事項

第19条

会員は、本団体が会員制であることを認識し、同伴したビジターの本団体内における行為、団体に対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

変更事項

第20条

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

諸費用の改定

第21条

本団体は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本団体は改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び本団体ウェブサイトにて会員に告知するものとします。

細則

第22条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本団体が定めるものとします。

改定

第23条

本規約の改定及び変更は本団体により為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本団体が本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び本団体ウェブサイトにて会員に告知するものとします。

附 則

第24条

本規約は2014年10月1日より施行します。

名称及び所在地

- 名 称:日本ワールドゲームズ協会加盟団体 一般社団法人 全日本空道連盟 大道塾札幌南支部
- 住 所:北海道札幌市豊平区中の島1条1丁目7-20 フォージド中の島地下1階